

## 議案第3号

### 東久留米市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月28日提出

東久留米市長 富田 竜馬

### 東久留米市事務手数料条例の一部を改正する条例

東久留米市事務手数料条例（昭和33年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第25号中「（同法第12条の2において準用する場合を含む。）」の次に「、第48条第1項及び第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）、第120条第1項、第120条の2第1項、第120条の3第1項及び第2項、第120条の6第1項」を加え、「証明書の交付」を「事務」に改め、同号ア中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。イにおいて同じ。）をもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同号キ中「書類」の次に「又は同法第120条の6第1項の届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同号キを同号ケとし、同号カを同号クとし、同号オ中「又は」を「、」に改め、「（同法第117条において準用する場合を含む。）」の次に「若しくは第126条」を、「記載した事項の証明書」の次に「又は同法第120条の6第1項の届書等情報の内容の証明書」を加え、同号オを同号キとし、同号エを同号カとし、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

エ 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 1件 700円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

第2条第25号イ中「磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 1件 400円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下イ及びエにおいて同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

（提案理由）

戸籍法（昭和22年法律第224号）の改正による地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）等の改正に伴い、規定を整備する必要がある。